

令和2年度 第7回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和2年9月25日(金)
開会 午前9時
閉会 午前10時10分
- ② 場 所 春日市役所4階407会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	神 田 芳 樹
教 務 課 長	藤 井 謙 一 郎
学 校 教 育 課 長	今 福 保 幸
地 域 教 育 課 長	三 丸 瑞 恵
地 域 教 育 課 主 幹	市 場 結 実
文 化 財 課 長	高 田 勘 治
地 域 づ くり 課 長	小 池 八 太
健 康 ス ポ ー ツ 課 長	貴 島 宏 一
教 務 課 統 括 係 長	井 本 正 美
教 務 課 主 任	佐 藤 嘉 晃

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和2年度第7回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。谷委員を指名いたします。

【第2 議案】

- (1) 第10号議案 春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第10号議案、春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○小池地域づくり課長

第10号議案、春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、地域づくり課から説明をいたします。

議案書は2ページから3ページ、また、説明資料は4ページの新旧対照表となっております。

議案書の2ページを御覧ください。

まず、提案理由です。地区公民館等の建築費について、現在の社会情勢を考慮した実情の工事単価に改正する必要がありますので、この議案を提出するものです。

次に、改正の内容です。4ページの新旧対照表を御覧ください。第2条前の見出しについて、「建築費」を「建築費等」に変更するものです。

次に、第2条について、「地区公民館の建築費は、1平方メートル当たり24万円の範囲内」を「地区公民館等の建築費は、春日市公共施設等マネジメント計画に定める鉄筋コンクリート造（低層）の更新費用である1平方メートル当たり45万円の範囲内」に変更するものです。

また、第2項について、春日市公共施設等マネジメント計画に設定しております「地区公民館等の大規模改修費は、前項に定める建築費の限度額に0.6を乗じて得た額の範囲内」と規定し、第3項について、「地区公民館等の予防保全改修費は、第1項に定める建

築費の限度額に0.25を乗じて得た額の範囲内」と規定し、追加するものでございます。
第10号議案は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か質疑はございますか。

○安本委員

鉄筋コンクリート造というものに指定してしまうというか、固定してしまって、建築関係で問題はないですか。

○小池地域づくり課長

現在の地区公民館が高くて2階建てになっておりまして、この低層は2階建ても含んでおります。造りについては鉄筋コンクリート造になっておりますので、35地区ともこれでいけると考えております。

このマネジメント計画では9種類の分類に分けてありまして、その分の一つを取らせていただいております。

○安本委員

分かりました。

○谷委員

単価的にはこれが上限で、これから入札で下がっていくと考えてよろしいですか。一般的な平米単価からするとちょっと高い気がしました。一般的なものと公民館では仕様が違うと思いますが、ここから下がるのですか。45万円が基準ですというものを出すのですか。

○小池地域づくり課長

これはあくまでも条例、規則で限度額を定めさせてもらって、予算の執行上はその公民館の規模とか、用途によって、年度で造り方がまちまちになっておりまして、前年度に設計を行って、それで詳細設計が出てきて、当初予算に計上するというやり方をしておりますので、あくまでもこの施行規則は限度額で考えていただいて、当然その公民館に応じて、予算は計上していくということで考えております。

○魚屋委員

そうすると、自分のところの地区にしても規模が小さいので、予算的にあまりないです。予算的にというのは、自分のところの地区の修繕積立金とかしていますけれども、予算がもし足りないときは、この45万円が限度となっても、公民館の大きさによって改修が変わ

るとなるでしょうけれども、予算が足りない時はどういうふうになりますか。

○小池地域づくり課長

毎年の修繕ではなくて、御質問の内容は毎年の修繕のことかと思いますが、あくまでも今回の想定は大規模改修工事とか、予防保全の改修工事で、予防保全の改修工事は外壁の塗り替えとか、屋上防水をやったりして、あくまでも大規模改修工事のスパンに予防保全を入れることによって、その施設を延命していこうという計画なので、毎年の修繕ではないものになります。

○魚屋委員

数年前に改修があって、外階段を造っていただいたりしたのですが、それでもかなりの金額がかかっていると思います。そのあたりは地区の実情に合わせて、予算もですけれども、そういうものも考慮していただけるということですか。

○小池地域づくり課長

今後の大規模改修工事、予防保全ともそこは限度額で見させてもらって、今は大体高くして約20万円ぐらいの改修費が1平米当たりかかっているという状況ですので、あくまでも今回の御提案は限度額で考えていただければと思います。

○魚屋委員

ありがとうございます。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第10号議案、春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてたゞいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。第10号議案、春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第11号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の制定について

○扇教育長

次に、第11号議案、春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○貴島健康スポーツ課長

それでは、第11号議案、春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の制定について、健康スポーツ課から御説明いたします。

議案は5ページから6ページ、その後の7ページから10ページまでにこの要綱に関連する規則や要綱を参考として付けさせていただきます。

それでは、5ページをお開きください。提案理由でございます。団体登録について明文化し、受付事務を適切に実施する必要があるため、今回この議案を提出するものでございます。

今回この要綱を定める目的は、春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則、以後、規則と申し上げますが、これに基づき、学校教育に支障がない範囲で春日市立小中学校の校舎校庭を開放するに当たり、その使用者登録に関して必要な事項を定めるもので、同規則第6条第2項に必要な事項は別に定めるとしてはありますが、明文化されておらず、内規として取り扱っていたため、これを改善し、使用受付事務の適正化を図るものでございます。

6ページをお開きください。第1条は趣旨になります。先ほど説明したとおり、規則第6条に規定する使用者登録に関して必要な事項を定めるものでございます。参考として8ページに規則第6条の情報を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

6ページに戻りまして、第2条はこの要綱における学校開放施設の定義になります。7ページに学校開放に関する規則を掲載しておりますが、規則第2条別表に掲げる施設のうち、健康スポーツ課で所掌していない小中学校の特別教室、中学校の多目的教室を除くものでございます。

第3条は、7ページに記載しております規則第3条に定める対象者が学校開放施設を使用しようとした場合に使用者登録を受けなければならないことなどを定めたものでございます。

第4条は、この要綱と同時に定める春日市スポーツ施設等の使用にかかる使用者登録に関する要綱、以後、スポーツ施設の要綱と申し上げますが、第4条から第10条までをこの要綱にも準用することを定めたものでございます。9ページに参考としてスポーツ施設の要綱の第4条から第10条を掲載しておりますので御覧ください。

スポーツ施設の要綱第4条は、この申請に必要な書類について定めたものでございます。

第5条は、二重登録を禁止する規定で、第2項において二重登録とみなされる申請について定めたものでございます。

第6条は使用者登録の申請があったときの手続や登録証の発行について、第7条は登録

証を紛失したときの手続について、第8条は登録内容に変更が生じたときの手続などを定めたものでございます。

第9条は、使用者登録の期間を定めたもので、原則4月1日から翌年3月31日まで、年度途中で登録を決定した場合は、その日以後の最初の3月31日までとするものでございます。

第10条は使用者登録の取消しに係る規定について定めるものでございます。

6ページの学校開放に関する要綱に戻りまして、第5条において、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

最後に附則でございまして、この要綱は公布の日から施行することとしております。

第11号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か御質疑はありますか。

○谷委員

9ページの第5条ですが、二重登録の禁止というのがありますけれども、読んでいてどういうことか分からなかったのですが。

○貴島健康スポーツ課長

実際は、ここに書いてあるとおり、ほぼ構成されるメンバーが同じで、例えば団体名を変えて、同じ人が別の名前ですべて予約をしてしまうという行為を制限するものです。

○谷委員

グラウンドを予約するときに、2か月前から借りられたりしますが、そのことを書いてあるのですか。

○貴島健康スポーツ課長

そうです。一つの団体については、1か月で使用できる時間数に制限をかけておりますので、それをすり抜けるために二重登録をする行為を禁ずるものになります。

○安本委員

根本的な内容を聞きたいのですが、小学校、中学校の開放ですよね。ということは、児童生徒を優先に開放すべきだと私は思うのです。

つまり、どういうことかという、例えば放課後に運動場で私達の時代だと遊んで帰るとか、家に帰ってランドセルを置いて遊ぶ。けれども、そういったときに例えば運動場全体を社会人の方が全部使っていると、本来学校というのはそういう開放ではないのかなと

自分は思います。

例えば、夜間照明がなければ仕方がないですけども、社会人の方は例えば午後8時以降に使ってもらおうとか。子どもたちが遊んでいない時間帯です。そういうルールというか、内規みたいなものはないのですか。

○貴島健康スポーツ課長

学校開放の時間については、小学校が午後5時以降、中学校については部活動などがございまして、午後7時以降になっております。

学校開放の目的といいますか、趣旨というのが、春日市立小中学校の校舎校庭を市民に開放することに関して、その活動の支援と地域に開かれた学校づくりという目的がございまして、当然、子どもが放課後に遊ぶ場所というのが必要になってくるので、そのあたりの住み分けはなかなか難しい問題ではありますが、目的としては地域に開いていこうという趣旨でございまして。当然、学校を使われる団体には、子どもさんの団体も多くございまして、それも含めて上手くやっていければと思っています。

時々、せっかく子どもが遊んでいるのに占用でお金を払って借りられている人が学校の校庭に入ってきて、トラブルになるケースも稀にはございます。

○神田教育部長

補足します。学校施設は学校が目的ですので、法律的には目的外使用というものが地方自治法にあります。学校として必要であれば貸せないという場合もあるわけですが。学校行事でどうしても先に学校がこの日は使いますよと。

今のお話で午後5時から使うということですから、小学生が何時まで遊ぶのかという部分があるのかなと思いました。おそらく当時から午後5時には家に帰りましょうという線引きなのかなという認識を持っているところでございます。放課後の遊び時間がですね。

○安本委員

そういったものは別途内規みたいなものがあって、やはり貸し出す時に午後5時以降ですというのはちゃんと書いてあるのですか。

○神田教育部長

規則に書いてあると思います。

○貴島健康スポーツ課長

それは、春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の中で、開放する時間は定めています。

○安本委員

分かりました。

○染原委員

ちなみに、土曜日はどうなっていますか。

○貴島健康スポーツ課長

学校開放の規則では、土曜日の校庭は午前中は開放してなくて午後からの開放になっていますので、午前中は子どもたちに自由に使っていただく時間にしております。

○染原委員

このコロナ禍において、やはり遊ぶ場所がない、外で遊んではいけないと言われてしまっているけれども、公園とか学校のグラウンドが一番子どもたちが会いやすいところで、すごく行きたがる場所です。貸している場所というのはグラウンドの内側とかで、周りのアスレチックとかシーソー、ブランコあたりは自由に使っていいんだよというスタンスですよね。

○貴島健康スポーツ課長

グラウンドに区画が特に分かれているわけではないので、なかなか線引きが難しいですけれども、基本的に学校開放で利用される皆様はソフトボールであるとか、グラウンドゴルフであるとか、サッカーであるとか、競技で使われる方が多いので、遊具周りについては特段使われることはないと思いますので、子どもたちが遊ぼうと思えば遊べる状況でございますが、球技をされる場合はボールが飛んでくる可能性もあるので、そこは使用される団体さんの方から注意喚起をされる場合もあります。そこでトラブルになることもあります。

○染原委員

そのあたりでトラブルがあって、遊ぶなと言われたとか、泣いて帰ってくる子がいるというのを耳にしたりするので、運動場は子どもたちは使えないのですかと言われることもよくあります。

○貴島健康スポーツ課長

言い方だろうとは思いますが。お金を払って使用されている団体さんの方も自分達はお金を払っているのだからここを使うなという言い方をされると、どうしてもトラブルの種類になると思いますし、ここは危ないからちょっと避けてねとか、ちょっと気を使った言い方をしていただければ、そういうことが起因となったトラブルも聞くことがあるので、そう

いうことを耳にした場合は団体さんの方に連絡を取らせていただいております。

○染原委員

お貸しする時にそのあたりを申し添えていただくのはありがたいかなと思います。

○安本委員

多目的教室は、中学校は外しているのは何か理由がありますか。第3条ですけれども。

○貴島健康スポーツ課長

多目的教室ですけれども、開放していないわけではなくて、健康スポーツ課が所掌していない場所になります。こちらは地域教育課です。

○安本委員

管轄が違うのですね。分かりました。

○扇教育長

今のところがちょっと理解できなかったのですが、多目的教室は。

○三丸地域教育課長

スポーツ施設として利用できる体育館、グラウンドに関しては健康スポーツ課の方で、中学校の多目的教室と小中学校の特別教室は地域教育課の方で担当しております。

○安本委員

小学校と中学校が分かれているということですか。第3条の第3項に中学校の多目的教室に限ると書いてあるということは。

○貴島健康スポーツ課長

おっしゃるとおり、小学校の多目的教室は健康スポーツ課の方で所掌しております。主にダンス系で使われることが多いです。

○安本委員

第3条の第3項の条文はこれで間違っていないのですよね。中学校の多目的教室に限るという書き方をしていますが。

○貴島健康スポーツ課長

この要綱で定めているのは、第2条で小中学校の特別教室と中学校の多目的教室以外の

ものと規定しております。

第3条で、その除いている小中学校の特別教室と中学校の多目的教室については別に定めるということで、地域教育課の方で取り扱うという書き方です。

○安本委員

理解しました。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第11号議案、春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第11号議案、春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の制定について、全員賛成をもって可決をいたしました。

(3) 報告第5号 臨時代理について(財産の取得に関する意見の申出について)

○扇教育長

次に、報告第5号、臨時代理について、財産の取得に関する意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

それでは、報告第5号について説明をいたします。議案書は11ページになります。次の12ページの報告第5号説明資料に沿って説明をいたします。

1の報告の理由です。報告理由は、タブレット型パソコンを取得するに当たり、2,000万円以上の物品の購入については、議会の同意を得る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から教育委員会の意見を求められたが、委員会を招集する余裕がなかったため、春日市教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時に代理をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、2(1)のところ、小中学校のGIGAスクール関連のタブレット型パソコン9,180台で先の6月定例議会で予算の議決を受けたものでござい

す。

次に、(2)の取得の方法とその理由でございます。取得方法はア①のところに記載のとおり公募型プロポーザルによる随意契約で、②に記載のとおり校内情報通信ネットワーク環境整備と一括で発注を行っております。

この理由といたしましては、次のイのところにお示しておりますとおり、まず児童生徒1人1台相当端末の導入に当たっては、大規模なインターネット利用環境となるため、授業においてストレスなくインターネットを利用できる環境の構築、セキュリティ環境の構築、加えて市の職員、学校の負担が少ない効率的な運用を検討する必要があり、金額を競う競争入札よりも事業者からの提案を受けた比較検討が可能なプロポーザル方式が適切と判断したものでございます。

また、③校内ネットワーク環境整備とタブレット端末の設定は連携して行う必要があること、④本事業で活用する国庫補助金の一部は令和元年度繰越予算の補助事業であり、国の予算は明許繰越ができないものとなることから、年度内に事業が完了できるよう校内情報環境ネットワーク整備とタブレット端末の購入等を一括で発注することといたしました。

以上のように、発注方法については、安定的、効率的かつ効果的なICT環境の構築について、事業者からの提案を受けて比較検討を行うことができる公募型プロポーザルによる選考方法を採用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときとして、随意契約の方法により相手方の選定を行っております。

なお、参加者の募集及び選考については、ウの①、市ホームページに掲載して、令和2年7月27日から一般公募を開始し、8月3日に参加表明書等の提出を、8月12日に企画提案書及び見積書の提出を受け、更に8月18日にプレゼンテーション方式で面接審査を実施し、選考を行っております。

次に、タブレット型パソコンの取得価格につきましては、(3)に記載のとおりでございます。タブレット1台当たりに換算いたしますと、50,021円となります。

契約の相手方については、(4)のとおり西日本電信電話株式会社福岡支店でございます。

報告第5号の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か質疑はございますか。

○安本委員

単価は5万円で計算がされていていいですけども、環境整備とか構築の予算は含まれて1台当たり5万円ですか。

○今福学校教育課長

別でございます。議決案件はあくまで物品の購入の部分だけでございますので、一括発注はしておりますけれども、委託料の部分は議案に含まれておりません。

○安本委員

それでは、この環境整備とかサポートはこの相手方ですか。例えば、2（2）②のネットワークの環境整備と書いてあります。例えば、イの①セキュリティ環境の構築とかそういうソフトウェア的なものは。

○今福学校教育課長

セキュリティ環境の構築というのは、各校の基幹ルーターと呼ばれるものに設定をするもので、タブレット端末とは別になります。

○安本委員

それではここに書かれているのは、西日本電信電話さんがやることではないのですね。

○今福学校教育課長

一括発注ですので、校内通信環境のネットワーク整備もタブレット端末の調達もN T Tで同じ会社です。その一括発注した内のタブレット端末の購入だけが議案となっているものでございます。

○安本委員

分かりました。心配になったのが、別の会社になると大変なので。

○今福学校教育課長

委員がおっしゃるとおり、そこを心配いたしまして、設定は連携してやらないと上手くいかないものですから、同じ会社に発注した方が効果的、効率的と判断をいたしまして、一括発注したものでございます。

○安本委員

おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○谷委員

以前お聞きしたかもしれませんが、この取得価格のうち、市はいくら負担しているのですか。全額国の補助ではないですね。

○今福学校教育課長

令和元年5月1日現在の児童生徒数を基準といたしまして、この3分の1を超え、その児童生徒数に達するまでの台数については45,000円を上限に国が助成を出します。ただし、端末の設定費、インターネットにつなげるために設定をしなければいけませんけれども、この設定費については補助の対象外になります。あくまで機器本体価格と管理ツールといわれるログインIDの設定とかセキュリティ上紛失した場合にその機械の機能を止めることができるようなそういうツールについては補助対象ということになっています。

○神田教育部長

まず、児童生徒全員を見て1人から全員と考えたときに、国が1人から3分の1の人数までは補助の対象にならないということです。残りの3分の2の人数分だけが上限45,000円の補助となります。

○谷委員

単純に3分の1を負担するということですか。

○神田教育部長

そうではなくて、そこに45,000円定額ですので、3分の2の生徒分については、50,021円引く45,000円が市の負担です。5,000円ぐらいが市の負担です。

3分の1の部分については、50,021円がそのまま市の負担です。

○谷委員

3分の1の分の5,000円を市が負担するのですか。

○神田教育部長

5万円そのものが市の負担です。補助率が3分の1ではなくて、国は定額で1台当たり45,000円出すけれども、生徒の3分の1に達するまでは補助対象ではありません。3分の1を超えた残りの3分の2の人数分だけ45,000円出しますということになっています。

○今福学校教育課長

ちなみに令和元年5月1日現在の児童生徒数が1万1千人ちょっとになりますので、これの3分の1までは市の負担、3分の1を超える台数については45,000円を上限に助成があるという形になります。

○扇教育長

50,021円というのは、高いのですか、安いのですか。

○今福学校教育課長

この予算上で見ていた価格は端末45,000円に設定料等を含めて全部で52,700円を見込んでおりました。大体予算積算上の94.9パーセントに当たるものでございます。

○谷委員

何社ぐらいで入札されたのですか。

○今福学校教育課長

公募する前の段階では、4社ほど問合せがあっておりましたが、結局参加表明されたのは2社でございました。

○安本委員

タブレットのメーカーはウインドウズですか。

○今福学校教育課長

タブレットについては、前回の1,300台と同じC h r o m e b o o kでございます。

○扇教育長

自分の感覚では、タブレットはもっと安価かなと思っていましたので。

○今福学校教育課長

国が45,000円の補助額を明示して、機能的にもこれぐらいのスペックのものをと明示したので、各メーカーがそれに合わせてリリースをしております。ウインドウズもi P a dも国が定める仕様を満たすものが45,000円程度で購入できるように同じような製品がたくさんリリースされるような状況です。

○神田教育部長

市販のタブレットで2万円ぐらいですが、国の仕様でキーボードを付けなさいというような仕様ですから、そのあたりが割高になってしまう部分だと思います。

○扇教育長

国の仕様がですね。

○魚屋委員

タブレットの保証期間は10年とかあるのですか。

○今福学校教育課長

国が定める耐用年数が4年以上、保証期間については自然故障だけで1年間です。

○魚屋委員

もし、それを過ぎて壊れた場合は、また新たに購入ということになりますか。

○今福学校教育課長

買い替え又は修繕するという形になります。修繕料については予算計上をしております。

○谷委員

昨年度も春日市はICT環境が劣っているということで動きがあったと思いますけれども、実際に購入して運用していきますということで、ランニングコスト的なものはどれぐらいで考えていますか。

○今福学校教育課長

今申し上げた修繕料。ただ、修繕については実績がございませんのでどのぐらいになるかは実際に動いてみないと分からないかなというところです。

それから、後はインターネットに接続しますので、その使用料があるぐらいです。

○谷委員

どれぐらいですか。来年度予算に計上していく話になってくると思いますが。

○今福学校教育課長

具体的な金額の細かいところまでは記憶していませんけれども、全校合わせて年間で200万円ぐらいの数字だったと記憶しています。1校当たり月額1万円ちょっとです。全校合わせても200万ちょっと。意外と安いという正直な印象です。

○谷委員

全員が使ってもストレスのない利用環境を保つ容量とかが結構かかると思いますが、それを計算しての金額ですか。

○今福学校教育課長

国が定めている仕様で、基幹回線は10ギガにしてください。枝線の方は1ギガでいいと。おそらく機器の代金がハブといわれる分岐点がありますけれども、基幹回線から枝に分けていく時のこれが10ギガ対応のものが非常に高いので、とりあえず将来を見越して基幹回線

は10ギガで整備をして、枝線の方は価格が下がってから更新することを考えているのではないかなということが言われています。今のところ枝線は1ギガ。

当然ベストエフォートですけれども、それに対応できるような契約にしております。

○谷委員

環境が整いますから、利用していくことを今度は考えていかないといけませんね。

○今福学校教育課長

業者の話では、いくつかのクラスで全員が使ってもストレスがないはずだということです。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、報告第5号、臨時代理について（財産の取得に関する意見の申出について）、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、報告第5号、臨時代理について（財産の取得に関する意見の申出について）は、全員賛成をもって承認いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告 なし

(2) 教育委員報告

○扇教育長

委員さんから何かございますか。

○魚屋委員

8月27日に眠育の公開講座がありまして、参加させていただきました。とてもいい講座でこれは保護者にも聞いてほしいなと思いました。話がすごく分かりやすく、本当に睡眠のメカニズムが全て解明されたというか、子どもだけではなくて、保護者にも聞いてほしかったです。

家庭教育学級でしたので、お母さん方がかなりお越しになっていましたけれども、もっと広く皆さんに聞いていただけると、夜遅くまでスマホを使ったりということがなくなるのかなというふうに思いました。本当にありがとうございました。

○扇教育長

地域教育課長から何か補足はありますか。

○三丸地域教育課長

眠育の講座に参加していただきまして、ありがとうございました。本来であればもう少し大きな会場で公開講座ですので、広く募集をかけたかったのですが、こういう状況なので制限したところがあります。

今モデル校で春日中ブロックと春日北中ブロックでやっていますので、その学校に関しては保護者の方達にも巻き込んだ形で取組をしていきたいと考えております。モデル校以外でも先生のお話を聞きたいとか、取り組みたいという学校については募集は4月の校長会の方でも呼びかけておりまして、春日東中学校はモデル校ではありませんけれども、先生の講演を保護者ではないですけれども、子どもたちに聞いてもらったりということもしております。

○魚屋委員

あと2点よろしいでしょうか。えがおの会のリーフレットを配らせていただいて、教育委員会の皆様の御協力もいただきながら配らせていただいたのですが、ちゃんと届いたみたいで、御相談に来られました。人数としては少ないですけれども、今から広がっていくといいのかなと、私達も作った甲斐があったなという話をしております。

どこまで受け取っていただいたかは分かりませんが、一人でもやはり自分の中に重いものを持っている方が少し解放できる状態になるといいなというふうに思っております。御協力ありがとうございました。

もう1点よろしいでしょうか。中学生のデートDV防止の授業を10月29日に春日東中で行うことが決まりまして、1限目と2限目に3クラスずつ行うことができました。春日市では初めての中学生の授業ですので、どういったものになるか私達も精一杯務めさせていただきますので、決まったということを御報告させていただきます。御協力ありがとうございました。

○扇教育長

報告ありがとうございました。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 令和2年度教育費補正予算（9月補正）について

○扇教育長

次に、事務局の方からの報告です。令和2年度教育費補正予算、9月補正について事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

それでは、令和2年度教育費補正予算、9月補正についてでございます。13ページから17ページまで、令和2年度教育費関連補正予算集計表（9月補正）を御覧ください。

こちらは、7月29日に開催いたしました教育委員会議において御説明申し上げておりました歳入歳出の補正予算案件につきまして、9月議会で議決いただいておりますので御報告いたします。

7月の教育委員会議説明時と補正予算額に変更が生じたものにつきまして説明いたします。

13ページの下から3行目、10款1項2目10節需用費の印刷費でございます。こちらは補正額を86,000円から105,000円に変更しております。これは、新型コロナウイルス感染症対応のための業務、家庭学習特別支援事業として6月2日と6月5日に市内の全小中学生を対象に図書カードの配付を行いました。これに際し、臨時的に封筒を11,434枚使用したことから、年度末までに必要となる封筒の印刷費の不足分を増額補正するものでございます。

補正額が変更になりました理由でございます。封筒の必要数の再精査により、7月説明時点においては印刷部数を12,000部としておりましたが、これを15,000部に増やしたものでございます。印刷費については以上でございます。

○今福学校教育課長

次に、一つ下の小中学校コピー機賃借料で入札による執行残になります。補正額変更の理由ですけれども、この不要額を財源としまして減額流用を行っております。流用先はZoomといわれるソフトがございますが、これの教育版のライセンスを購入するために流用したものでございます。

次に15ページをお開きください。10款2項2目の教育振興費になります。細節の修学旅行等感染症対策補助金です。これは修学旅行等におけるいわゆる3密回避のための追加経費に対し助成を行おうとするものでございます。具体的には3密対策としてバスの台数や宿泊する部屋数の増を行った時に追加で必要となる経費を助成対象として想定しているものでございます。

予算が増えておりますが、この理由はやむなく修学旅行を延期とか中止とかしなくてはならなくなった場合に、感染症が広がった場合などに、キャンセル料が発生することがございます。このキャンセル料も助成の対象として考えておりまして、キャンセルをした時が費用がかかる見込みでしたので、高い方を取りましてそちらで計上するようになったものでございます。

次に、10款3項2目の中学校費の教育振興費になります。修学旅行等感染症対策補助金です。小学校と同様に修学旅行等における3密回避のための追加経費に対し助成を行おうとするもので、補正額が増えた理由も小学校と同じでございます。以上です。

○市場地域教育課主幹

17ページの10款4項7目図書館費読書のまちづくり推進費の感染症対策備品としてサーマルカメラの購入を予定しております。市民図書館の出入口2か所にサーマルカメラを設置し、パソコン上に来館者の体温、表面温度を表示します。複数の人が同時に通過しても、測定が可能であり、設定温度より高い場合には音と色で分かるようになっております。この運用につきましては、市民図書館の指定管理者と協議し、対応マニュアル等を定めて、設置する予定としております。以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから質問等はございませんか。

私の方から一つ、最後のサーマルカメラはスポーツセンターが避難所になった時に私も行ったのですが、あそこに設置されていたものと同じものですか。

○市場地域教育課主幹

あれは、今いきいきプラザに設置されているもので、入札の結果同じものになるとは限りませんが、基本的にはあのような大きなモニターはないですが、カメラを三脚で設置をして、そこからケーブルで引いたパソコンでスタッフが確認できるような形にしようと考えています。

○扇教育長

あれは非常に良かったです。1台がどのぐらいするのですか。

○市場地域教育課主幹

これが2台分ですので、これの半分です。

○谷委員

距離は関係ないのですか。センサーの体温計は額に近づけないと反応しないですよ。

○市場地域教育課主幹

カメラから入口に向けて5メートル離れても感知ができると聞いております。

○扇教育長

例えば、そこに来て熱があるときに、止まってくださいといった声は出ないのですか。

○市場地域教育課主幹

声は出ないのですが、色と音で分かるようになっていて、その場合はスタッフが対応することになっています。

○染原委員

修学旅行の感染症対策の補助金のことで、修学旅行を執行したところがいまどれぐらいありますか。上手くいっているのでしょうか。

○扇教育長

今現在では1校、天神山小学校が実施しました。全員から参加同意書が出て、私は出発を見にいったのですが、三十数名の保護者が手を振って送り出されていました。帰校時はほとんどの保護者が迎えにこられ、感謝されていたと校長から報告を受けています。

来週の30日から須玖小が実施する予定です。

○染原委員

上手くいくといいですね。ありがとうございました。

事務局報告 イ 春日市議会（9月議会）における一般質問について

○扇教育長

次は、春日市議会、9月議会における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

春日市議会、9月議会における一般質問についてでございます。お手元の資料の18ページの一般質問（教育委員会関連）項目一覧表（令和2年第3回定例会）を御覧ください。

9月定例議会におきましては、8人の議員から10項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては、資料の19ページから26ページに記載しております。ま

た、別途追加でお配りしている分についてが質問の回答内容になっております。以上でございます。

事務局報告 ウ 教職員の働き方改革の推進に係る実態等調査結果について

○扇教育長

次に、教職員の働き方改革の推進に係る実態等調査結果について、事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

8月の教育委員会議におきまして、教職員の働き方改革の推進に係る実態調査結果についてのお尋ねをいただいております件について、御報告申し上げます。資料の27ページをお開きください。

この調査は、フルタイム勤務の県費負担教職員を対象とし、昨年6月に実態調査を行ったもので、対象者623人に対し515人の回答を得た調査結果でございます。

調査の目的でございます。本調査は本市教育委員会が長年にわたり取り組んできました児童生徒と向き合う時間の確保のための取組を更に進めるに当たり、教職員の直近の勤務実態等を把握するとともに現場からの働き方改革の推進に資する提案等を把握することを目的としたものであります。

28ページから31ページまでが小学校の勤務時間外の実態と状況の把握、32ページから33ページまでが小学校における働き方改革の取組状況について、同様に34ページから37ページまでが中学校の勤務時間外の実態と状況の把握、38ページと39ページが中学校における働き方改革の取組状況についてでございます。

まず、勤務時間外の勤務の状況につきましては、小中学校ともに勤務時間前、勤務時間後それぞれに1時間以上の勤務を毎日行っている教員が大半であり、小学校では主に授業準備、中学校では部活動と授業準備を行っている状況であります。

このアンケートとは別に、平成31年4月から令和元年12月までの期間の出退勤時刻の記録を取っております。月の平均超過勤務時間が60時間を超える教職員も多く、文部科学省が示します月の在校等超過勤務時間の上限である45時間を超過しています。これは、小学校よりも中学校の方が超過勤務時間が多い傾向がみられます。

また、学校における働き方改革の取組につきましても、「進んでいる」、「ある程度進んでいる」と回答した割合が半数を下回っており、働き方改革の取組に課題があることが分かります。

小中学校それぞれに今後の働き方改革の取組についての意見等も確認し、これらの調査結果を踏まえ、働き方改革を進めているところであります。

教育委員会が中心となって取り組むべきもの、学校が中心となり取り組むものを精査し、令和元年度の取組として教職員の意識改革の観点から勤務時間の適正な把握、定時退校日の拡大、学校閉庁日の設定、管理職の意識改革等に努めてまいりました。

また、業務改善の推進の観点からは、授業準備等の支援、学校のICT化、勤務時間外の電話対応等の負担軽減に取り組んでまいりました。

次に、教職員の役割の見直しと専門スタッフ等の活用の観点から、スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用、学校問題解決支援窓口の設置、事務職員の機能強化、学校運営の参画等を進めてまいりました。

次に、部活動の負担軽減の観点からは部活動休養日の拡大、部活動指導員の配置等に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、学校現場における勤務実態、教職員の意向等を踏まえながら、教職員のワークライフバランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持、向上させることを目的とし、働き方改革を推進してまいります。報告は以上でございます。

○扇教育長

委員さんの方から気が付いた点等ありますでしょうか。

○谷委員

前回、私がお願いして出していただいた資料だと思いますが、見てみるとやはり厳しい状況であると改めて感じます。

ただ、現実問題として、授業が終わって準備をするのは当たり前で、そこに会議とか打合せが入ってくると、どうしようもないのではないかというのが個人的な意見です。働き方改革をそもそも全業種に均一に当てはめていいのかということ自体が疑問として私はあります。

ただ、そうはいつでも、授業準備とかタブレットを使って統一化するという話もありましたし、これは難しいですね。

○藤井教務課長

授業の準備のためにどうしても時間が必要なのではないかの御指摘につきましては、確かに放課後の勤務時間外に翌日の授業準備などを進める中で、見直しや改善が可能な点があるかと思えます。

例えば、同じ学年の授業をするに当たっては、前任者の教材等を上手く活用する。また、学校としてそれぞれの学年ごとの今までの授業の記録とかを残しておきながらそれを上手く活用していくといった形で、可能なことは軽減することができるのではなからうかと思

います。

傾向としてどうしても先生方は一人ひとりの意識が高くて、自分はこういう授業がしたいという気持ちを強くお持ちの方が多くいらっしゃいますので、どうしても自分で一から資料を準備する方が多くいらっしゃる傾向があるかなと思いますが、前任者等の資料を上手く活用しながら、業務等を軽減していくことも可能ではないかと思っております。

○染原委員

私も教職に長くいましたので、授業の準備をする、子どもに関わる何かをすることは全然苦にならなくて、それがいけないのかもしれないですけども、保護者と連絡したりとか、子どものためにいろいろするというのは、本当に楽しみでもあります。

そういう資質だと思いますが、それで一番辛かったのは、やはり事務処理が不慣れというか、お金の計算から昔はしていたので、教材費とか給食費とか、今は給食費は別ですけども、そういう雑多なものや、それから調査がいろいろなことで来ます。不登校生が出たら不登校の対応、交通事故があったり、事故的なことがあるとずっとそれをしないといけない。

それは管理職も含めてだと思いますけれども、そういうのがすごくプラスアルファになって、今私は特別支援の方をやっていますけれども、その子どもに関わる時間も非常にあります。来なかったら、やはり待っておかないといけないですし、管理職の先生がしっかり事務とかが一緒に連携されているところは、その先生達と上手く協力してクラスの先生がやっていて、先生は授業をやっているけれど、その子を迎える態勢ができているというのはあるのですが、なかなかそこが上手く行かないと先生自身がすごく気にしながら、玄関でお待ちになっているということもあるので、いろいろな種々雑多、授業は当たり前です。授業と授業準備は当たり前だと思いますが、他のこともあるのでそこを何か教職員がやらなければならない仕事をそこできちんと仕分けるといったらおかしいですが、ここは担任がすること、ここは事務職の方が協力すること、管理職もここまでしてあげましょうといったことで、何かそういうことができないのかなと。

学校運営にあまり関わったことがないですけども、教頭までしかしていませんけれども、不登校の子の家に出かけて行って話し込んで悩みを聞き取るという仕事はしていましたけれども、それを運営の中でどうするかというのは私もあまり経験がないので、何かそれが上手く回るような学校経営だったらいいなと今でも思っているところです。

○藤井教務課長

まず、学校内の様々な教務の中で事務に関わる部分につきましては、各学校には事務の担当職員が配置されているところであります。事務の職員につきましても学校経営や運営に参画するという気持ちを持っていただいて、チーム学校の一員として業務を担っていただいているところであります。

その中で御指摘いただきました事務に関わる部分については、しっかりと事務職員で対応していただくことで、先生方の負担の軽減を図れるように各小中学校で取り組んでいるところであります。

また、御指摘いただきましたように学校の授業以外の部分においても、様々な対応が学校の先生方には必要になってまいります。保護者対応であるとか、地域行事等の対応などいわゆる授業以外の部分でも多くの対応が必要になってきます。

その中でもどうしても特異なケース、対応が困難なもの等があることも多々聞いております。そのような学校内だけで対応が難しい事案につきましては、教育長を始め部課長、指導主事、指導主幹、教育委員会事務局全体で支援できる場所、また、一緒に協力してやっていくところは可能な限り対応させていただいております。

教育委員会だけではサポートできないところもあろうかと思いますが、地域や保護者の皆様からもたくさんのお力をいただいておりますので、多くのサポートをいただきながら、学校の先生方の負担を軽減できればと考えております。

○安本委員

今年の1年間は、非常に改革の180度方向転換ができる教育現場だと思います。つまり、何を言っているかということ、コロナ禍で1年間学校行事もなくて、多分研修会とか研究発表会とかやっていないはずで。

そうすると、今まで去年までやってきたことで何が必要だったのか、今年やらなくて、これはやらなくてもいいのだということに気が付くと思います。けれども、やらなくて、やはりやった方がいいぞということも教育現場で気が付くと思います。

そういうものを先ほど課長が言われたように、教育委員会でこれはやってくださいと、学校現場でこれはやるべき、やらなくていいというものを精査して、このアンケートにも一杯書いてあって、精査すべきと書いてあるから、現場の先生は気が付いていると思います。

そういうものを各学校で校長先生、教頭先生が一番上で精査していったら、多分この1年間はいい実験の1年間になるのではないかな。やらなくてもいいことをやっていたのがかなりあったと思います。

私も教員ですから、授業準備とか授業は楽しいです。けれども、雑用が。おそらくここで進んでいないとかあるのは、楽しいことをやれていないのだと思います。事務作業が多くて、教育にかける時間が減ってきているから精神的不安になっていて、自分達がやっている仕事がおかしいということに気が付いていない人が多いとか書いてあるから、そういうものが精神的に。かなり精神的にまいっている先生もいるのかなとこれを読んでいて思いました。産業医を呼んでほしいといったようなことも書いてありましたので、そのあたりも委員会としては考えていかななくてはいけないのかなという気がします。

○藤井教務課長

これから働き方改革を進めていく中で、すぐに大きく変えていくことは難しいと思います。一つずつできることから進めていく必要があるかと思います。

その中で、現場の学校の状況や先生方の御意向を把握することは必要であると考えます。また、コロナ禍の学校運営により新たに見えてきているものが多くあると思います。

また新任の職員の先生が多く入ってきているのもここ数年で大きく変わってきている部分ではありますが、そのことによって見えてくる問題点もありますので、今後の働きやすい環境につなげていけるように検証していこうと思います。

○染原委員

こういうふうな、実態調査をされたのは初めてというか、赤裸々に言う場がなかったの、すごくこういう調査をしていただいて結果を出してもらった。大変な労力だったと思うけれども、それについては感謝したいなという気持ちです。

これを基に、また改革をしていくと思うので、こういう先生達が直接言えないけれども、ここだったら言えるという場所を作っていただけるだけでも本当にありがたいと私は思います。ありがとうございます。

○扇教育長

今年度は来週からこの会議が始まります。私が先頭になって頑張ります。

事務局報告 エ 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○三丸地域教育課長

40ページになります。こちらに記載のとおり社会教育委員の会議を実施いたしました。

実施内容につきましては、令和2年度の社会教育委員の方々と協議していただきテーマを各委員から出していただきまして、それをとりまとめて次回11月の社会教育委員の会議の方で決定していきたいと考えているところです。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告をお願いします。

○高田文化財課長

43ページになります。10月の主要行事計画、文化財課です。お手元に本日チラシをお配りしています。令和2年度考古企画展、春日市の遺跡から出土した木製品の紹介です。令和2年10月3日から11月3日まで奴国の丘歴史資料館特別展示室にて開催をいたします。遺跡から出土した木製品ということで、時代としては弥生時代を中心に当時の人々の生活を考える上で大変貴重な資料である木製品を今回は特別収蔵庫に保管されていて普段見ることができない木製品も展示をしようというふうに計画をしております。以上です。

【第5 調整事項】

- (1) 10月定例教育委員会議の日程について
令和2年10月30日（金） 午前9時 決定
- (2) 11月定例教育委員会議の日程について
令和2年11月27日（金） 午前9時 予定
- (3) 総合教育会議の日程について
令和2年10月23日（金） 午前10時 決定
- (4) 10月教育委員懇談会の日程について
令和2年10月2日（金） 午前9時 決定
- (4) 11月教育委員懇談会の日程について
令和2年11月27日（金） 午前10時 予定

午前10時10分 閉会